

岐阜県個人情報保護条例
(平成十年七月一日条例第二十一号)

最終改正 平成二九年三月二八日条例第七号

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第一節 個人情報の取扱い（第六条—第十二条）
 - 第二節 個人情報取扱事務の登録及び閲覧（第十三条）
 - 第三節 個人情報の開示（第十四条—第十九条）
 - 第四節 個人情報の訂正（第二十条—第二十三条）
 - 第五節 個人情報の利用停止（第二十三条の三—第二十三条の六）
 - 第六節 審査請求（第二十三条の七—第二十四条）
 - 第七節 苦情の処理（第二十五条・第二十六条）
 - 第八節 他の法令との調整等（第二十七条）
- 第三章 岐阜県個人情報保護審査会（第二十八条—第二十八条の三）
- 第四章 雜則（第二十九条—第三十条）
- 第五章 罰則（第三十一条—第三十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- 一の二 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。
- 一の三 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。
- 二 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 三 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 四 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 五 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。第二十三条の二の二において同じ。）の規定により記録された特

定個人情報をいう。

六 公文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十八条第二項及び第三項並びに第三十三条において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 県の図書館その他これに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

第四条及び第五条 削除

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱い

（収集の制限）

第六条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的をできる限り明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

三 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 出版、報道等により公にされているとき。

五 次条第一項第一号から第五号までの規定のいずれかに該当して、他の実施機関から提供を受けるとき。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は本人以外から収集することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、思想、信条若しくは信教に関する個人情報又は人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 法令等に定めがあるとき。

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第七条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 出版、報道等により公にされているとき。

五 実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下この項において「他の実施機関等」という。）に提供する場合であって、事務又は事業の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

六 他の実施機関等以外のものに提供する場合であって、提供することに特別な理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項第五号及び第六号の規定により個人情報を利用し、又は提供する場合は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とするときを除き、あらかじめ岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、第一項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

（特定個人情報の利用の制限）

第七条の二 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該実施機関の内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第七条の三 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関の内部において利用してはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第七条の四 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

（提供先に対する措置の要求）

第八条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（適正管理）

第九条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保有されるものについては、この限りでない。

（職員等の義務）

第十条 実施機関の職員は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委託に伴う措置等）

第十一条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、その契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、前項の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ること

のできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者に関する措置等)

第十一條の二 実施機関は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、当該管理に係る業務において取り扱う個人情報の保護のために当該指定管理者が講ずべき必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第一項の指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第二節 個人情報取扱事務の登録及び閲覧

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第十二条 実施機関は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 三 個人情報取扱事務の目的
- 四 個人情報取扱事務の根拠
- 五 個人情報の対象者の範囲
- 六 要配慮個人情報の記録項目
- 七 前号に掲げるもの以外の個人情報の記録項目
- 八 個人情報の記録媒体
- 九 個人情報の収集先
- 十 個人情報の当該実施機関以外のものへの経常的な提供の有無及び内容
- 十一 個人情報の目的外の利用及び提供の有無及び内容
- 十二 個人情報取扱事務の実施機関以外のものへの委託の有無及び内容
- 十三 特定個人情報の有無
- 十四 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 3 前二項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
 - 一 県の職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員（以下この号において「県の職員等」という。）又は県の職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生又はこれらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務
 - 二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、前二項の規定の適用を受けないことにつき実施機関が相当と認める個人情報取扱事務
- 4 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、公安委員会又は警察本部長は、同項に掲げる事項若しくはその一部を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項に掲げる事項若しくはその一部を登録簿に登録せず、又は登録簿を作成しないことができる。
- 5 実施機関は、第二項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

第三節 個人情報の開示

(開示請求)

第十三条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）をいう。以下同じ。）は、本人に代

わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(個人情報の開示義務)

第十四条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（前条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第四号、次条第二項並びに第十七条の三第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の定めるところにより又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び氏名に関する部分（開示することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該部分及び警察職員（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する者をいう。）のうちそのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

三 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、開示することができないと認められる情報

四 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 個人の評価、診断、選考、指導、相談等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

七 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共団体（以下「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益が損なわれるおそれ
- 八 県の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 九 個人又は法人等から開示しないことを条件として任意に県に提供された情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第十五条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(個人情報の存否に関する情報)

第十五条の二 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

(裁量的開示)

第十五条の三 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（第十四条第三号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(開示請求の方法)

第十六条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- 一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 開示請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
 - 三 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- (開示請求に対する決定等)

第十七条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書の提出があった日から起算して十五日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。ただし、当該開示請求書の提出があった日に、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定をし、当該個人情報を開示するときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定（第十五条の規定により個人情報の一部を開示しない旨の決定、第十五条の二の規定により開示請求を拒む旨の決定及び開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第一項に規定する期間内に開示決定等をすることのできないときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十五日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第一項及び前項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、書面により次に掲げる事項を開示請求者に通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由

二 残りの個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る事案の移送）

第十七条の二 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、書面により事案を移送した旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求について開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第一項の規定により個人情報を開示する旨の決定（第十五条の規定により個人情報の一部を開示する旨の決定を含む。以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十七条の三 実施機関は、開示請求に係る個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ハ、同条第四号ただし書又は同条第九号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第十五条の三の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合

において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第二十四条第一項第二号及び同条第二項第三号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十八条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、開示決定に係る個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該開示請求者は、実施機関に対し、自分が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

一 公文書のうち文書、図画及び写真に記録されている個人情報 当該文書、図画及び写真の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

二 公文書のうちフィルム及び電磁的記録に記録されている個人情報 当該フィルム及び電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

3 実施機関は、前項の方法による個人情報の開示をすることにより当該個人情報が記録されている公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第十五条の規定により個人情報を開示するとき、その他相当の理由があるときは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により開示することができる。

一 公文書のうち文書、図画及び写真に記録されている個人情報 当該文書、図画及び写真の当該個人情報に係る部分の写しの閲覧又は交付

二 公文書のうちフィルム及び電磁的記録に記録されている個人情報 実施機関が定める方法（費用の負担）

第十九条 前条第二項又は第三項の規定により写しその他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

第四節 個人情報の訂正

（訂正請求）

第二十条 第十八条第一項の規定により開示を受けた自己の個人情報について事実に誤りがあると料する者は、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる。

（個人情報の訂正義務）

第二十条の二 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求の方法）

第二十一条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 訂正請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所

三 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

四 訂正を求める内容

五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実に合致することを証するものを提出し、又は提示しなければならない。

3 第十六条第二項及び第三項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する決定等）

第二十二条 実施機関は、訂正請求書の提出があったときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して三十日以内に、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をするかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第三項において準用する第十六条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算

入しない。

- 2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしない旨の決定（個人情報の一部を訂正しない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。
- 4 第十七条第四項及び第五項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、同項中「四十五日以内」とあるのは「六十日以内」と読み替えるものとする。

（訂正請求に係る事案の移送）

第二十三条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。）が第十七条の二第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、書面により事案を移送した旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求について訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第一項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（個人情報の提供先への通知）

第二十三条の二 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第二十三条の二の二 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第五節 個人情報の利用停止

（利用停止請求）

第二十三条の三 第十八条第一項の規定により開示を受けた自己の個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、実施機関に対し、当該各号に定める当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求をすることができる。

- 一 第六条の規定に違反して収集されたとき、又は第七条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第七条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による個人情報の利用停止の請求をすることができる。（特定個人情報の利用停止請求）

第二十三条の三の二 第十八条第一項の規定により開示を受けた自己の特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、実施機関に対し、当該各号に定める当該特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。

- 一 第六条の規定に違反して収集されたとき、第七条の二の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第七条の四の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。

(個人情報の利用停止義務)

第二十三条の四 実施機関は、第二十三条の三第一項又は前条第一項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求の方法)

第二十三条の五 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

- 一 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 利用停止請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- 三 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- 四 利用停止請求の趣旨及び理由
- 五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第十六条第二項及び第三項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第二十三条の六 実施機関は、利用停止請求書の提出があつたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して三十日以内に、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をするかどうかの決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第二項において準用する第十六条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしない旨の決定（個人情報の一部を利用停止しない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。
- 4 第十七条第四項及び第五項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、同項中「四十五日以内」とあるのは「六十日以内」と読み替えるものとする。

(情報提供等記録についての特例)

第二十三条の六の二 第二十三条の三の二から前条までの規定は、情報提供等記録については、適用しない。

第六節 審査請求

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第二十三条の七 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第二十三条の八 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があつた場合の手続)

第二十四条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、岐阜県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部の訂正をすることと

する場合

- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この条及び第二十八条の二において同じ。）
 - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - 三 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 第十七条の三第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 4 諮問庁は、第一項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

第七節 苦情の処理

第二十五条 削除

（苦情の処理）

第二十六条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

第八節 他の法令との調整等

（他の法令との調整等）

第二十七条 第三節から第六節までの規定は、法令の規定により行政機関個人情報保護法第四章の規定が適用されないこととされている個人情報については、適用しない。

- 2 この章の規定は、県の図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。
- 3 第三節及び第六節の規定は、法令又は他の条例の規定に基づき、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。）が第十八条第二項に規定する方法と同一の方法で開示（当該法令又は他の条例に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を同項の閲覧とみなす。）することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）における当該個人情報の開示については、適用しない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 4 前項の場合において、法令又は他の条例の規定により開示を受けた個人情報について、当該法令又は他の条例に訂正又は利用停止の手続の定めがないときは、当該個人情報は、第二十条第一項又は第二十三条の三第一項の規定の適用については、第十八条第一項の規定により開示を受けた個人情報とみなす。
- 5 第四節及び第六節の規定は、法令又は他の条例の規定により個人情報の訂正の手続が定められている場合における当該個人情報の訂正については、適用しない。
- 6 第五節及び第六節の規定は、法令又は他の条例の規定により個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止の手続が定められている場合における当該個人情報の利用停止については、適用しない。

第三章 岐阜県個人情報保護審査会

（岐阜県個人情報保護審査会）

第二十八条 この条例によりその権限に属させられた事項を行わせるほか、番号法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項及びこの条例の運用に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べさせるため、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員六人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、第一項に規定する事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限等)

- 第二十八条の二** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 諒問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことができない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるこことその他必要な調査をすることができる。
 - 5 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 6 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
 - 7 審査会は、第三項、第四項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 8 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めると、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
 - 9 審査会は、第七項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 10 審査会は、第八項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
 - 11 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
 - 12 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(規則への委任)

第二十八条の三 前二条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第四章 雜則

(実施状況の公表)

第二十九条 知事は、毎年一回、各実施機関の個人情報の開示等について実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(出資法人等の責務等)

第二十九条の二 県が出資その他の財政支援等を行う法人であって、その性格及び業務内容を勘案

し県の事務と密接な関係を有するとして知事が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、出資法人等において個人情報の保護が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(適用除外)

第二十九条の三 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- 一 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第十一項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報
- 二 統計法第二十四条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
(委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第五章 罰則

第三十一条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第十一条第三項に規定する事務若しくは第十一条の二第三項に規定する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報（公文書に記録されているものに限る。以下この条、次条及び第三十六条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第二十八条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第三十一条から前条までの規定は、岐阜県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第三十六条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第三章並びに次項及び附則第四項（岐阜県情報公開条例（平成六年岐阜県条例第二十二号）第六条に一項を加える部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 第六条第三項第五号、同条第四項ただし書、第七条第一項第五号及び第十二条第三項第二号の規定により実施機関が定めるべき事項に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第十二条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。
(岐阜県情報公開条例の一部改正)
- 4 岐阜県情報公開条例の一部を次のように改正する。
第六条に次の一項を加える。
 - 2 実施機関は、前項第一号の規定の解釈に当たっては、岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）第七条が規定する個人情報に係る提供の制限の趣旨に反することのないようにしなければならない。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「及び前条第一項ただし書」を削る。

(岐阜県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日前になされた前項の規定による改正前の岐阜県情報公開条例第七条の規定による請求については、なお従前の例による。
(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)
- 6 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為とみなす。
- 7 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に実施機関に対してなされた請求その他の行為で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則 (平成十一年十月七日条例第三十一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 第六条第三項第五号、同条第四項ただし書、第七条第一項第五号及び第十二条第三項第二号の規定により議会が定めるべき事項に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に議会において行われている個人情報取扱事務についての第十二条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成十一年岐阜県条例第三十一号）の施行の日以後遅滞なく」とする。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第十三号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年十二月二十七日条例第五十五号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年十二月二十一日条例第四十号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている開示請求又は訂正請求は、改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定による開示請求又は訂正請求とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により岐阜県個人情報保護審査会に対してされている諮問は、新条例の規定による審査会に対する諮問とみなす。

- 4 前二項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成十六年十二月十六日条例第四十五号)

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十三日条例第二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 目次の改正規定中第四章に係る部分及び本則に一章を加える改正規定 平成十七年十月一日

三 第二条第二号の改正規定及び第十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改

正規定 平成十八年四月一日
(経過措置)

- 2 実施機関は、改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定により岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴くこととされている事項については、この条例（公安委員会及び警察本部長にあっては、前項第三号に掲げる規定）の施行の日前においても、岐阜県個人情報保護審査会に諮詢することができる。
- 3 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際現に公安委員会及び警察本部長において行われている個人情報取扱事務（新条例第六条第一項に規定する個人情報取扱事務をいう。）についての新条例第十二条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成十七年岐阜県条例第二号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく」とする。
- 4 この条例の施行の日前にされた改正前の岐阜県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第十二条第三項第一号に掲げる個人情報取扱事務に係る個人情報の開示請求又は当該開示請求に対する決定については、なお従前の例による。
- 5 前項に規定する場合のほか、この条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている開示請求又は訂正請求は、新条例の規定による開示請求又は訂正請求とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている個人情報の取扱いの是正の申出については、なお従前の例による。
- 7 前三項に規定する場合のほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則 (平成十七年十月六日条例第六十九号抄)

(施行期日)

- 1 この条例中（中略）第三条並びに附則第三項の規定は平成十七年十一月一日から（中略）施行する。
(経過措置)
- 3 第三条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の岐阜県個人情報保護条例第十七条第七項の規定によりなされた反対の意思の表示は、第三条の規定による改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第十七条の三第三項（改正後の条例第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による反対意見書の提出とみなす。

附 則 (平成十九年七月九日条例第三十六号抄)

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則 (平成二十年十二月二十四日条例第五十号)
この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十日条例第二十一号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十六年十二月二十二日条例第七十六号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十四日条例第五号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年七月十四日条例第三十四号)

改正

平成二八年三月二九日条例第一一号

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 平成二十七年十月五日
 - 二 第一条中岐阜県個人情報保護条例第七条第一項の改正規定（同項第五号の改正規定を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定（同条例第七条の二に係る部分に限る。）、同条例第八条、第十三条第二項、第二十条第二項及び第二十三条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第二十三条の四及び第二十七条第三項の改正規定 平成二十八年一月一日

三 第二条及び附則第三項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（経過措置）

- 2 前項第一号に掲げる規定の施行の際現に実施機関が取り扱う事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であって、同号に掲げる規定による改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第二条第一号に規定する個人情報に該当することとなるものを取り扱う事務に係る新条例第十二条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十七年岐阜県条例第三十四号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく」と読み替えるものとする。

（岐阜県情報公開条例の一部改正）

- 3 岐阜県情報公開条例（平成十二年岐阜県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第十一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（岐阜県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 実施機関（岐阜県個人情報保護条例第二条第二号に規定する実施機関をいう。以下この項から附則第五項までにおいて同じ。）の開示決定等（同条例第十七条第一項に規定する開示決定等をいう。以下この項において同じ。）又は開示請求（同条例第十三条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、第二条の規定の施行前にされた実施機関の開示決定等又は同条の規定の施行前にされた開示請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 4 実施機関の訂正決定等（岐阜県個人情報保護条例第二十二条第一項に規定する訂正決定等をいう。以下この項において同じ。）又は訂正請求（同条例第二十条第一項に規定する訂正請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、第二条の規定の施行前にされた実施機関の訂正決定等又は同条の規定の施行前にされた訂正請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 5 実施機関の利用停止決定等（岐阜県個人情報保護条例第二十三条の六第一項に規定する利用停止決定等をいう。以下この項において同じ。）又は利用停止請求（同条例第二十三条の四に規定する利用停止請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、第二条の規定の施行前にされた実施機関の利用停止決定等又は同条の規定の施行前にされた利用停止請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年三月二十八日条例第七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

（岐阜県情報公開条例の一部改正）

- 2 岐阜県情報公開条例（平成十二年岐阜県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）